

総合健康診断（人間ドック）のご案内

小須戸町国民健康保険係では、加入者の健康を守り、促進する目的で、「総合健康診断（人間ドック）経費2万5千円助成」を実施いたします。進んで受診しましょう。

受診対象者の条件

本年度中で満年齢が35才以上の人。（昭和40年3月31日以前に生まれた人）
国民健康保険加入者であり、国民健康保険税の滞納世帯でないこと。
注意…現在対象となる人でも、受診するまでに国保加入者でなくなった時は、受診できませんので、早めに国保喪失手続きをしてください。また、その予定の人もご連絡ください。

受診者の負担金

皆さんの負担金は検診機関により異なりますが、10,700円～12,800円です。（受診の日にお持ち願います。）

受診日・受診機関

10月5日（火）・13日（水）・15日（金）・22日（金）・26日（火）

新潟県労働衛生医学協会

新潟市川岸町1-39-5

10月の毎週火・木曜日

白根健生病院

白根市大字上下諏訪木770-1

10月の毎週月～金曜日

新津医療センター病院

新津市古田610

10月の毎週月・水～土曜日（ただし、第2・4土曜日は休診のため除く）

下越病院

新津市中沢町1-23

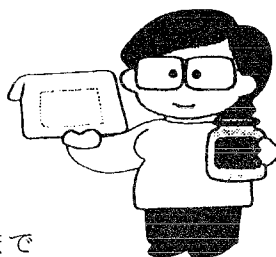
10月の毎週月～土曜日（ただし、第2・4日曜も実施）

新潟県健康管理協会

新潟市新光町11-1

※お申し込みは役場住民課国民健康保険係（2番の窓口）に申請書を備えてありますので、9月24日迄に印鑑・保険証を持参の上、申請してください。

気軽に受けられ、
簡単な受診工程で
精密な診断



お問い合わせは
小須戸町役場国民健康保険係まで
☎38-3111（内線139）

みつかる主な病気

一般計測	肥満・やせすぎ いろいろな疾患 老人性難聴 職業性難聴	肝機能 検査	各種肝疾患 （アルコール性肝障害） 肝炎、肝硬変症 脂肪肝、肝ガン
呼吸器系	肺ガン・肺結核 気管支喘息 気管支拡張症 肺気腫など	胆道疾患 検査	胆道疾患 （胆石症、胆のう炎） 栄養不良
循環器系	高血圧症 脳血管疾患 動脈硬化疾患 心冠動脈疾患 （心筋梗塞症、狭心症） 心臓弁膜症 網膜疾患、動脈硬化症	糖 糖 尿 病	貧血、白血病 その他の血液疾患 その他の消耗性 全身疾患
泌尿器系	腎疾患 尿路疾患 風 血清電解質異常	血 液	リウマチ ガン一般 A、B、O、AB（Rh因子）
消化器系	胃ガン・胃ポリープ 胃・十二指腸潰瘍 胆のう、肝臓、脾臓 膵臓、腎臓の疾患 大腸ガン 膵臓機能検査	そ の 他	子宮ガン・子宮筋腫 附属器疾患・膣炎等 乳ガン 体力テスト・栄養指導

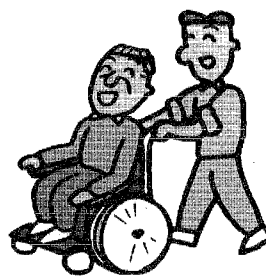
介護保険制度について

— サービスのいろいろ③ —

居宅サービス	要介護（支援）度	1ヵ月の標準的な利用額（見込額）
	要支援	6万円
	要介護1	17万円
	要介護2	20万円
	要介護3	26万円
	要介護4	31万円
要介護5	35万円	

施設サービス	施設名	1ヵ月の標準的な利用額（見込額）
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	31.5万円
	介護保健施設（老人保健施設）	33.9万円
	介護療養型医療施設（療養型病床群等）	46.1万円

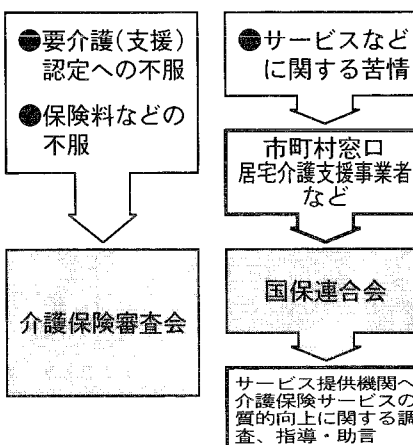
※金額は未定です。目安として考えてください。



■要介護3 → 1ヵ月の標準的な利用額（見込額）26万円

	月	火	水	木	金	土	日
午前		訪問介護		訪問看護			
午後	デイサービス/デイケア		デイサービス/デイケア		デイサービス/デイケア		訪問介護
夜	巡回ヘルプ	巡回ヘルプ	巡回ヘルプ	巡回ヘルプ	巡回ヘルプ	巡回ヘルプ	巡回ヘルプ

※金額は未定です。目安として考えてください。



要介護（支援）認定の結果や保険料の徴収、滞納処分等の不服は、県に設置される「介護保険審査会」に申し立てることができます。

サービスに対する不服は？
行政に対する不服は？
要介護（支援）認定の結果や保険料の徴収、滞納処分等の不服は、県に設置される「介護保険審査会」に申し立てることができます。

利用者に応じた金額を負担
利用者の1割負担
介護保険サービスの利用料金は、かかった費用の1割です。例えば要介護2の場合は標準的なサービス計画から推測される1ヵ月の利用見込額が20万円です。利用者負担額は2万円程度と見込まれます。

高額負担への対応
1割の利用者負担額が高くなりすぎる場合は一定額で頭打ちにします。特に所得の低い方の場合、頭打ちの額を低くして負担が重くならないようにする（高額介護サービス費の支給）とともに、施設サービス利用時の食費負担も低くします。

Q サービスの利用料金は？
A サービスにかかった費用の1割を利用者が負担します。

サービスの利用計画例

利用者の声を聞く仕組み
サービスへの苦情は？
サービス内容などに関する苦情は「国民健康保険団体連合会（国保連合会）」が担当します。各市町村の窓口や居宅介護支援事業者などで受け付け、国保連合会が必要に応じてサービス提供機関に対して指導や助言を行います。

Q サービスに苦情があったら？
また要介護（支援）認定などに不服があったら？
A サービスの苦情は国保連合会へ、要介護（支援）認定などへの不服は介護保険審査会へ。